

鈴木馨祐法務大臣による死刑執行に抗議する

2025年6月27日

日本国民救援会会長

伊賀 カズミ

本日、鈴木馨祐法務大臣は、いわゆる座間男女9人殺害事件の確定死刑囚について死刑を命令し、執行したことを明らかにした。2022年7月26日以来、3年近く停止していた経過を経た執行である。死刑制度の廃止を求めてきた私たち日本国民救援会は、今回の死刑執行に対し強く抗議する。死刑は、国家が人の生命を奪う究極の人権侵害行為だからである。政府は、死刑執行を停止し、国民的議論を尽くすべきである。

国民救援会は、戦前、拷問など残虐な刑罰廃止を掲げて運動し、戦後は国民的な関心を呼び起こし、免田、財田川、松山、島田の死刑再審無罪4事件に続き、袴田巖さんの再審無罪を実現し、不当な死刑判決を宣告された冤罪犠牲者を助けだしてきた。しかしながら、菊池事件のFさんのように、救援運動展開中に無実を叫びながら死刑を執行されるに至った苦い経験ももっている。名張毒ぶどう酒事件の無実の死刑囚・奥西勝さんもまた、冤罪を晴らせぬまま無念の獄死を遂げている。

被執行者が確定判決の認定した犯罪をおこなったものとしても、当人は生涯を通して自己と厳しく向き合って反省し、償わなければならない。加えて、刑事裁判のシステム上の制約から、必ずしも明らかにならなかった事件の真相を明らかにする必要があるが、死刑執行によりそれが永久に遮断されてしまうのである。

国際的には、死刑廃止条約等において死刑廃止の方向が打ち出され、国連総会においても「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が繰り返し採択されている。また、自由権規約委員会や拷問禁止委員会は、日本政府に対して、死刑制度廃止への検討及び死刑執行の停止を繰り返し強く勧告している。現在、事実上死刑を廃止している国を含めると、国連加盟国の大半である145カ国が死刑廃止国となっている。人権尊重という国際人権章典の精神や、死刑廃止の国際的な流れに逆行するこの死刑執行は、人道上も厳しく責任が問われる。

以上から、国民救援会は、今回の死刑執行に断固抗議するとともに、日本政府が、死刑廃止条約を批准し、死刑制度を廃止するよう要求するものである。そして、当面、死刑の執行を停止し、死刑廃止にむけて国民の間で冷静に議論を尽くすことができるよう必要な情報の公開を求めるものである。